

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年9月28日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第33号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年墨田区条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1区長の部2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同部15の項中「墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱」を「墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱」に改め、同部17の項を次のように改める。

17 削除

別表第2区長の部1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同部2の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削り、「就労自立給付金の支給に」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に」に改め、同部2の2の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を、「情報」の次に「（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を加え、同部2の3の項、2の4の項及び2の6の項中「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改め、同部19の項中「墨田区重症心身障害児（者）介護者支援事業実施要綱」を「墨田区重症心身障害児（者）等介護者支援事業実施要綱」に改め、同部21の項を次のように改める。

21 削除

別表第2区長の部36の3の項中「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

別表第3区長の部1の項中「、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。